

暴風警報発令時における保育について

市内民間保育所（園）では、下記のとおり（台風など）

暴風警報発令時に限り臨時措置をとることにしておりますので、かかる事態には大変ご迷惑をおかけしますが、災害防止にご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

記

登所前に貝塚市に暴風警報が発令されている場合

- ・ 午前7時の時点で、貝塚市（大阪府）に暴風警報が発令されている場合は登所せずに自宅で待機して下さい。
- ・ 午前9時までに解除された場合は、その時点から1時間後より保育を行います。なお、お迎えとお帰りのバスは、中止させていただきますので、ご自宅で送迎をお願いします。また給食（軽食）はあります。
- ・ 午前9時までに暴風警報が解除されなかった場合は、休所となります。

なお、保育所の情報はホームページでご確認ください。

ホームページ <http://www.hans.ed.jp/>

登所後に貝塚市に暴風警報が発令された場合

- ・ 登所後、暴風警報が発令された場合は、その時点で休所となりますので、すみやかにお迎えに来てください。原則として、緊急の連絡をホームページで流し、降園の準備をします。なお、途中休所となった場合も、送迎バスは中止させていただきますので、送迎バスご利用の方も保育所までお迎えに来てください。